

市	都	街	商	公
(1)	(2)	(2)	(3)	

都市交通システム整備事業

1. 支援策の概要

都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編による都市再生を推進するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共空間や公共交通からなる都市の交通システムの整備に対して支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体

地方公共団体、協議会、独立行政法人都市再生機構

(2) 整備地区

都市交通システム整備事業を実施する整備地区は、1)又は2)に掲げる条件に該当する地区。

1) 次の要件のいずれかに該当する地区

- a) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第6項に規定する認定を受けた基本計画において定められている又は定められることが確実に見込まれる同条第2項第二号の区域
- b) 都市鉄道等利便増進法（平成17年法律第41号）第14条第11項に規定する認定を受けた交通結節機能高度化計画において定められている又は定められることが確実に見込まれる同条第2項第二号の区域
- c) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条第1項に規定する基本構想において定められている又は定められることが確実に見込まれる同条第2項第二号の区域

2) 都市・地域の将来像実現のための都市交通施策や実施プログラム等を内容とする総合的な交通戦略を策定している又は策定することが確実に見込まれる区域

(3) 対象事業

- 1) 整備計画の作成に関する事業
- 2) 公共的空間等の整備に関する事業
 - a) 公共的空間等が整備される敷地の整備
 - b) 公共的空間の整備
 - c) 駐車場の整備
 - d) 駐車場有効利用システムの整備
 - e) 荷捌き駐車場の整備
 - f) 自転車駐車場の整備
 - g) バリアフリー交通施設の整備
 - h) 路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備
 - i) (a)から(g)の施設の代替となる又は(a)から(h)と一体となった鉄道施設等の整備
- 3) 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される次の事業
 - a) 都市情報提供システムの整備
 - b) 地下交通ネットワークの管理安全施設の整備
 - c) 公共交通機関の利用促進に資する施設の整備

整備地区により対象事業が異なる

(4) 補助率

1/3 以内

3 . 問合せ先

国土交通省 都市・地域整備局 街路課 特定都市交通施設整備室

phone 03-5253-8111(内線 32-854) fax 03-5253-1592